

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	26	国及び他の地方公共団体との連携		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
			1 国及び県との連携	市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。 (市は、他に誇ることのできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言します。) (私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。)			
			2 近隣の地方公共団体との連携	市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。			
			3 国内外の都市等との連携	市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。 (その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。) (熊本市は、共通する課題の解決を図るため、外国の自治体及びNGOと相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。)			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	27	条例の位置付け・最高規範性		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 条例の制定等に当たっての最大限の尊重と整合 (この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例で、熊本市の自治の基本事項について定めた最高規範であり、市の執行機関は、)他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。			
				2 条例等の体系の整備と条例の趣旨の反映 市長は、条例、規則、訓令、要綱等(以下「条例等」といいます。)の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。			
				3 市民、市議会、市の執行機関の条例の尊重と自治の推進 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	28	条例の見直し		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの 1 条例の見直し 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長(市長及び市議会)は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な(必要な)措置を講じることとします。 (市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じることができるものとします。)			
				2 条例見直しの検討委員会 市長は、前項の見直しに際しては、この条例の設立経緯に準じて、公募の市民参画による検討委員会を組織するものとします。			
				3 育てる条例 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。			
	31	法令遵守・公益情報通報制度		1 法令遵守・公益情報通報制度 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。			
	34	附則		1 施行日 この条例は、平成 年 月 日から(規則で定める日から)施行します。 ただし、第 条の規定は、規則で定める日から施行します。 (市長は、第 条に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。)			
				2 4年を経過した後の検討 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	1	前文		<u>1 熊本市がどういうまちであるか。</u>			
				<u>2 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。</u>			
				<u>3 自治基本条例制定の意義</u>			
総論	2	目的		<u>1 自治の基本理念を明らかにする</u> この条例は、本市における(私たちのまち熊本市における)自治の基本理念を明らかにする。			
				<u>2 市民、市議会及び市の執行機関等の役割(権利や責務)を定める</u>			
				<u>3 参画と協働によるまちづくりの基本原則(熊本市の自治(まちづくり)を進めるための基本原則)を定める。</u>			
				<u>4 自治の推進と活力に満ちた地域社会の実現</u> 日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し(自治の実現を目指し、)(地方自治の本旨を真に実現し)、もって個性豊かで活力に満ちた(市民の福祉の向上と、人と自然と都市の活動が調和した豊かな)地域社会の実現を図ることを目的とします。			
				<u>5 よりよい政策の実現</u> 熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	3	定義		<u>1 この条例において使用する用語の定義は(次の各号に掲げる用語の意義は)、次のとおりとします。(当該各号に定めるところによります。)</u>			
			市	<u>1 市</u> 市長が代表する地方自治体(以下「自治体」といいます。).としての熊本市をいいます。 (市民、市議会及び市の執行機関が存する行政区画をいいます。)			
			市民	<u>1 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。</u>			
				<u>2 市内(熊本市)に(住所を有する者又は)居住する者</u>			
				<u>3 市内(熊本市)に通勤し、又は通学する者</u>			
				<u>4 市内で事業を営み、又は活動するもの(熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの)</u>			
				<u>5 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの</u>			
			市の執行機関	<u>1 市の執行機関(等) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、(人事委員会、)監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、(公営企業管理者及び消防長)をいいます。</u>			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	3	定義	参画	<u>1 参画 (市政における)施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること(主体的に加わり(かかわり)、行動すること)をいいます。</u>			
			協働	<u>1 協働 (共通の目的を実現するために、)それぞれが(対等な立場で)役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます(協力して取り組むこと)。</u>			
			まちづくり	<u>1 まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしている活動をいいます。</u>			
			市政	<u>1 市政 市における政治及び行政の総体をいいます。</u>			
			コミュニティ	<u>1 コミュニティ 市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織</u>			
				<u>1 本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。</u>			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	4	自治の基本理念		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				2 人権の尊重 一人ひとりの人権を尊重すること (私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障がいの有無、その他の違いにより差別されることなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。)			
				3 市民の意思の反映 市民の意思を適切に反映した市政が行われること。			
				4 市民の自発的、積極的参画 (私たちのまち熊本市の自治は、)自治の主体である(主権者である)市民の(自らの判断と責任にもとづき)自発的、積極的な参画により市政が進められること(積極的な参画を基本として進めます)。			
				5 情報共有、信頼、協働 (私たちのまち熊本市の自治は、)市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 (市民、市議会及び市の執行機関が、信託であったり、それぞれが責任を担ったり、信頼関係を構築し、それぞれが対等な立場で協力して進めます。)			
				5 情報共有、参画、協働の基本原則 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則に基づき、熊本市の自治を行います。			
				6 市の自立 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。 (熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとしします。)			